

平成 26 年 11 月 11 日

**松山地方裁判所平成 20 年(ワ)第 979 号損害賠償請求
事件の控訴に対する日本移植学会・理事会の見解**

本会の理事の職に在った 5 名が平成 26 年 11 月 10 日
付で控訴されました。「病腎移植」に対する日本移植
学会・理事会の見解は従前から一貫したものであり、
控訴審に於いても、松山地方裁判所における裁判の時
と同様、適切に対処してゆく所存であります。

日本移植学会・理事会